

大分県地域密着型サービス外部評価実施回数緩和事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、大分県地域密着型サービス等外部評価実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定するもののほか、事務の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 事務手続き

- (1) 事業者は、要件に該当するに至った場合は、翌年度における実施回数の緩和の適用を受けるために、指定を受けた市町村に申請書（様式1：実施要綱に規定）を提出する。（原則として、3月末日までに提出すること。）
- (2) 市町村は、申請内容を確認の上、意見を添え、県に申請書を送付する。（原則として、4月末日までに提出すること。）
鑑のひな形は、別紙のとおり。
- (3) 県は、規定の適用の可否について決定し、事業所に通知する。（様式2）
併せて決定の内容を市町村（様式3）及び評価機関（様式4）に通知する。
- (4) 県は、緩和要件を満たさない事実を確認した場合等、実施回数の緩和の適用が不相当と判断した場合は、当該適用を取り消すことができる。
- (5) 実施回数を緩和することができる期間は、直近の実施日が属する年度の翌年度とする。
- (6) 事業者は、緩和年度中においても自己評価を行い、事業の改善に努めなければならない。
- (7) 事業者が、再度、回数の緩和を希望する場合は、緩和年度の翌年度に外部評価を実施した後、同様の手続きを行わなければならない。以降同様とする。

3 要件の定義等

- (1) 外部評価の「実施日」は、調査日（調査員が事業所調査を実施した日）とする。
- (2) 「5年間継続」とは、「実施日」が属する年度が、間が空くことなく5回連続していることとする。
- (3) 平成16年9月末までに開設された事業所にあつては、平成17年9月末までの間に1回外部評価を受ければ足りるものとされている（平成16年11月10日全国介護保険担当課長会議）ことから、平成17年9月末までに実施した外部評価については、平成18年度に継続する1年度として算定するものとする。
- (4) 同一年度に2回以上の「実施日」がある場合については、原則として当該年度のみ実施として算定する。ただし、4（1）（2）（3）に該当する場合は「5年間継続」の中の「継続する2年間」として取り扱う。

4 「5年間継続」認定の対象外の年度について

事業者の責によらない次の場合については、「5年間継続」認定の対象外の年度として取り扱う。

- (1) 「評価確定」が「実施日」から6月程度以上かかったため、当該「実施日」から次回の「実施日」までの間隔が空くこととなり、結果的に「実施日」がない年度が生じた場合は、当該「実施日」がない年度については、「5年間継続」認定の対象外の年度とする。

- (2) 事業者が評価機関に希望する「実施日」を指定して調査の申し込みを行ったが、希望する「実施日」とならなかったために、結果的に「実施日」がない年度が生じた場合は、当該「実施日」がない年度については、「5年間継続」認定の対象外の年度とみなす。
- (3) 事業者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害等の不可抗力により「実施日」の変更を行ったため、結果的に「実施日」がない年度が生じた場合は、当該「実施日」がない年度については、「5年間継続」認定の対象外の年度とみなす。
- (4) その他「実施日」がない年度が生じた場合で、やむを得ない事情がある場合については、「5年間継続」認定の対象外の年度とみなすことの可否については、事業者の申立てに基づき個別に判断する。

5 その他

- (1) 事業者等の関係者は、ワムネット（WAM NET：独立行政法人 福祉医療機構の総合情報サイト）の掲載確認により、「実施日」（調査日）の確認を行うことを可能とする。
- (2) その他、必要がある場合は、別途、市町村と協議の上、決定する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。